

英國保育學校規定並に訓令

(承前)

△……精神的並に社會的……△

十一、以上の如くではあるが、併し、保育學校の全目的が身體健康の増進にのみあると思ふにはあたらない。精神の成長についても留意しなくてはならない。學校は此方面に關して身體的方面に於けると同様の注意をはらはなくてはならない。よく形成されたる習慣と熱心とを以つて小學校の課業を始めさせるための準備は多大の負擔である。形式のとゝのへる讀方、書方、算術等は保育學校に於てなすべきものではない。これ等の學科に對する準備は話す事と言葉の訓練にある。兒童は、その音聲を雜音なしに自然に發する方法を教へ、明瞭に正しく發音する事を教へらるべきである。彼等は又、質問するやうになり、命ぜられたところによつて行動する様になり、自分の事について語るやうになり、一緒に歌ふことのできる様にならなければならぬ。音樂唱歌は、音聲の訓練を助け、お話を兒童の前ですることは、彼等の發音

練せる教師ははにかむ兒童を話するやうに誘ふ方法を知つてゐるであらう。幼稚園の備へ付けおくべき玩具、繪本、又は花園、家畜の如きは兒童にお話の材料を提供する。言葉の訓練の一つの目的は、兒童に、言葉と共に觀念を考へることである。換言すれば話すべきものを考へることである。

ウエイルスに於ては、保育學校に於て用ふる言語は兒童の家庭のそれであることが望ましい。

十二、運動及感覺經驗の發達促進。まづ最初には兒童の調和的發達に缺くべからざる兒童の運動經驗並に感覺經驗に指導を與へるべきである。通例考へられる様に、手工は五歳以上の兒童にとつては、最も適當なものであるが、その原理は廣く保育學校に採用さるべきものである。兒童は活動によつて學ぶ——實に眞の筋肉教養は脳の教育である——又兒童が早くよりあらはす自發運動は脳を刺戟するものとして甚だ大切である、手工のある種類、身體

運動——例へば歩行ホッピング、スキッピング、マーチ、駆足、手の運動——は適當であつて、児童の運動力を誘導する、手工は次の如き條項について考慮するの要がある。

(イ) 繰返しを適度にすること、(ロ) その形式に於ても性質に於ても相當の變化あること(ハ) 作業は一時限もしくは二時限中に完成するやうにすること。

就中手工及その他の児童の作業は一個の目的を有すべきである。児童の興味は、意味あるものにあり、何事かなすと云ふことにある。そして又、その結果のあらはれると云ふことにある。

彼等は物に手をふれることを好み、つゝいたり、造つたり、使つたりすることに興味をもち又塔を作つたり壊したりすること物を蒐めてこれを所有すること又は他の子供と交つてこれを支配することを好むものである、これ等の幼少な児童の自然的性質は、保育學校に於て開拓され促進され指導されるべきものである。

十三、爾餘の主要な目的は所謂感覚修練である。かかる修練の目的は單に短時間中に異れる音、重さ、

形、色等を區別し、而も練習しなければ直ちに失はれる様な能力を養ふためではない。むしろ児童をして色や形や大きさの微細な區別よりも、目に付いて云へば廣くこれを注意する様児童を教へ、耳について云へば、注意してよく聞き、噪音に代るに樂音を味ふよう發達せしめ、觸覺について云へば、形や大きさ、組織等を指によつて合點し得しむるようにして、その手と器具と指とを注意深くもち得る様になし得るにあるのである。児童は又、物の香臭や、重さを區別することを學ぶがよろしい。これを豊富にする。教育のこの側面の児童と密接に關係してゐるのは歩行に於ける平衡と、容易と威嚴とである。而して律動の感覺は、音樂及舞踏によつて養成せられるであらう、歩行及静坐に於ける習慣又は、千鳥足に歩み、又は窮屈な姿勢は厳しく矯正しなくてはならぬ。

十四、社會的訓練。上述の訓練の多くは、個々の児童に於て、又は、小人數の中に於て施される併しながら保育學校は、又社會的訓練の目的をもつてゐる。即児童は、これによつて適當に食事するこ

と、即一般に食卓に於ける良習慣を養ふことをなすべきである。彼等は又、食卓を据え、これを清潔にする、又は簡単な洗濯をなすことや、又その室を清潔にし遊び道具を其のおくべきところにおくと云ふやうな訓練をなすべきである。これ等が正しく訓練されたときは、保育學校は、その全幅の努力を靴のぬぎはき、衣服の着脱、清潔及これ等について相互扶助をなす等の訓練をなすべきである。

これ等の學校に於ては、あまりに美しくしきりはしないかと云ふことを恐るゝには足らない。

さて幼少の兒童と雖も競争に加はり、玩具を共に弄ぶことは時に年長者に混じてなすことができ。共同の精神を喚起すること、及相互補助の精神を喚起するとの重要なことは、今更に云ふまでもない。これ等の精神は所有の精神又は所有の誇を教養すること、衝突するものではない、もし各兒童が共同の玩具棚をもつ事を喜び、その所有品を貸し合ひ、なすべき仕事を助ける様になれば、學校に於ける兒童の興味は増進されるであらう、保育學校に於ても、話し方、競技、音樂等に於

て、共同作業の機會を見出すであらうが、これについて彼等自ら共同の作業を選ぶやうになる。兒童が玩具の獨りあそびを飽くまであそんだ時に歌や、競技の共同作業程よろこばれるものはない。勿論これ等が時間表以外にあつて、共同作業が明らかに要求せられるときに課するには、殆んど言ふの必要もない。食事及休憩時間は、时限の始め及び終りになすべきことの必要がある。これ等以上のことは豫め定めおくの要がない。

十五、保育學校の訓練として明かに認められてゐるべきものは、形式的のものを含んでゐてはならない。年齢にのみよつて、學級分けをすることは避くべきである。何となれば、既に云へるが如く兒童訓練の重なる要素は普通の遊戯の精神、相互扶助の精神を教養するにあるのである。勿論、二三歳の兒童をすべての點に於て四歳又は五歳の兒童のなす事に一致せしめることはできないが、しかし興味をもつて注意することはできる。又年長の兒童が熱心にきゝ入るお話を常にきくこともできないがその間自分の好むところに従つて散歩し、遊ぶことはできる。年長兒童は、又それ自身

競技、懲罰をもつてゐるが、幼少なその弟妹と一緒に競技することもできる。又、彼等は幼少な児童の遊ぶのに興味をもち、そしてこれを助けよろこばせることに興味をもつものである。

△…教育行政規定…△

十六、校地、校舎及設備。校地は児童の家庭に近きことは大切なことである。大都市に於ては児童の健康増進のために人口稠密なる區域から離れた、開闊なる土地を得ることは、最も考慮しなくてはならないことである。併しながらこの場合に於ても學校は、児童の家庭から距離を考慮するの要がある。遠距離の學校に児童を運ぶことは、非常に困難なことである。これ等の児童が悉く、その兄や姉に伴はれて来ることはできない。母親と學校との連絡に於ても缺陷を生じ、學校を怠る様になり、病氣の場合などは非常に困難することがある。かかるが故に、學務當局は一般に児童の家庭より適當なる歩行通學距離の外にある保育學校に入學を許可すべきではない。危険なる往來を横ぎることは避けしめる必要がある。

十七、校舎の選擇について考慮すべき主なる條項は

次の如くである。

(イ)花園をなせる戸外の場所は學校がこれに代用すべき公園に隣接せざる以上なかるべからざるものである。でき得べくんば佛蘭西風の窓をヴエランダ、花園又は運動場に直接出づる様設くべきである。時に戸外の場所を得ることのできない場合には、屋上運動場を設けてもよい。

(ロ)教室は終日の作業をなし得る様なすべきであつて、各児童十二乃至十五平方呎以上の空間を要するものとする。彩光及換氣は特別の注意が必要である。教室は東南向を可とし外氣的装置の助けをかるべきである。

(ハ)食事室及食事準備室(食事室の特に存する必要はないが)休憩及睡眠に必要な室をそなへることは、日々児童の養護に便宜を與へる。

(ニ)帽子、外套の預り所、手洗場、水浴室、衛生室等を充分に備ふるとは特に必要である。設備は幼少なる児童にも使用し得らるゝ様單純にして經濟的のものたるを要する。溫湯の絶えざる供給のために、一浴場五十名の児童に充分なるやうにしなくてはならぬ。又同様五十名に對し

て一つの衛生室をそなへ大なる學校に於ては、五歳乃至六歳の兒童に對しては別の設備をなすことがよい。

これ等に必要な設備は概要次の如くである。手洗場。洗面臺を固定するときは兒童に充分とどく様に低くしなくてはならない。ベンチの上に洗面器をおいてもこれの流しができて居れば充分間に合ふであらう。兒童各自の手拭、歯ブラシ、及櫛をそなふることは望ましきことである。

浴場。小さい簡単な地面から上つたスリッパー浴槽が最も理想的である。

衛生室。衛生室は必ず屋内にあつて、應急の處置に應ずるものを持つておく要がある。又屏風をそなへて兒童が相互に混合つて處置しにくいことを避けるの要もある。

教室。教室はぬれた靴や衣服を乾すことができる様にしなくてはならない。即、各兒童は各自の掛釘をもつてゐる必要がある。洗濯の出來る外衣及スリッパーを具へることは殊に天候の不良の時必要である。

十八、一般に現在の状態では、保育學校の目的のために獨自に工夫された建築を得ることは殆んど困難な事であらう。併しながらこの事が全く閑却されることはならない。保育學校は、こゝ數年間は試験時期にあり、尚一層の経験をつむまでは、特別なる施設のために、費用を費すことはやむを得ぬことである。特に大なる建築物は、この種の教育に於ては望ましきことでもなく、必要なことでもない。何となればいかなる場合に於ても、保育學校兒童は、限られた範圍から來てゐるものであるからである。まづ學務委員會は、この目的のために他の邸宅を轉用することもあるのであらう。勿論、地方の事情によつては、この邸宅を轉用する時、考へるであらうけれども、でき得べきだけ小さく家庭的な近寄りよいものであるべきである。時には他の校舎をも適當なものであれば保育學校の校舎としてもよい。他の家でもこれにあてもよい要するに新鮮な空氣と日光とはこの場合最も必要なものである。又臨機によつて多少の變更を加ふべきこと勿論である。上述の一般的考慮とは別個に、學務委員會は、現在に於てこれ以上

建築についての要求をなさない。ただ採用すべき方法の價值について考慮し、採用された要求に伴ふ費用を推定するやうにすべきである。

一九、児童室の設備は、單純で軽い椅子とテーブルとを具へ、洗ふことのできる敷物、疊むことのできるベット及教具、玩具を含むべきである。

二十、保育學校の大きさ、保育學校が小さく、家庭的であるべしと云ふことは明かなことである故にその規模に於ては、他の都市の小學校とは比較にならない保育學校の理想的の人数は、まづ四十人である。しかし臨機の要求に應するため四十人以上のために準備するもよい。故に學務委員會は、保育學校が八十人乃至百人に對する設備をなすを妨ぐることはできない。たゞいかなる場合にも百人を越ゆることはできない。

二十一、入學及退學の年齢、法令第一條の乙號により保育學校は二歳以下で入學せしむることはできない。併し此年齢に達すや直ちに入學せしむる事は望ましきことである。良習慣の形成しやすく又多くの児童の陥り易き缺陷は、幼年の時期程治癒しやすいのである。もし児童が日々託児所に通ふときは、保育學校への入學は三歳を適當とする學務委員會は児童が五歳に達する時に學校を退く様にすべきである。五歳に於て義務教育が開始しない場合には、保育學校終了後の年限は、その進歩を妨げ更に保育學校の年齢が制限されてゐる場合には幼兒の利益の方が、五歳より六歳の間の子供の利益より重んぜられる、特殊の場合を除いては児童を五歳以上まで學校に残すことが望ましいこととなる。第一條乙號の規定はかかる場合に學務委員會に次の様なことを要求するものとする。(一) 地方學務當局は設備に於て協力し、(二) 校舍及教員等を五歳以上の児童に適するやうすること、(三) 充分なる運動場を作ること。

二十二、日課。日常の始業時間及終業時間は普通の小學校より少しく早くはじめて、其兄姉が學校へ同道するの便を與ふべきである。課業は、個人的、並に團體的なるべく、これによつて児童は自己の趣味と興味とを發展せしむるべきであるが又、その同輩と協力し、他を困まらせるような行爲を統制することを學ぶの要がある。児童は充分注意して、自恃の精神と共に共同の精神を涵養し、人にも物

にも、共に愛し得るやうにすべきであるそして自由と幸福と相愛の雰囲気を養ふべきである。學校はすべての關係に於て兒童に愉快なる經驗を與ふるやうにし、單純にして清潔、かつ健康なる環境に於て社交性と自然性とを生長せしめるやうにすべきである。成功的本質的要件は、其家庭的なること及節操の保持と兒童の母の信用である。この要件は兒童の健康と密接な關係をもつてゐるものである。

二十三、保育學校に於て得らるべき健康上の最も重要な利益は、(一)栄養、よき食物、新鮮なる空氣、清潔、健康に適する身體習慣(二)運動、豊富なる自由遊戯形式的ならざる運動、精密に規定された運動を避くること、(三)休息、平臥したる休息、短時間にして變化ある課業、適當した腰掛、器具によつて緊張と不休とを妨ぐること。

學校の目的は、三つを教へることにない。睡眠と食物と遊戯とによつて幼き兒童を健康と良習慣にたえ得る人格とを得しむるにある。兒童は、少なくとも一週一回は沐浴すべく、髪は規則的に櫛るべきである。頭部の洗滌、歯の磨き

方、便所の使用は充分に監督をなすべきである。

兒童は清潔の習慣をつけべきであるが、でき得る範圍に於て相互に扶けるやうにするのである。

二十四、職員。保育學校の職員は次の三種です。

(1) 學務監督

(2) 看護婦、助手

(3) 見習員

學務監督。保育學校の成否は一にスーパーバイエンティメントにかかる。スーパーバイエンティメントは、二歳より五歳までの兒童の身體的福祉のために責任を負ひ得る人で、兒童衛生について完全なる知識を有する人たるを要する。而して單に保姆の仕事をなし得るに止らず、保育學校の保健に関する組織となしその達觀と想像とを以て兒童の訓練を指導し得る人たるを要する。要言すれば、保育學校のスーパーバイエンティメントは高き能力を有し、個人的にも職業的にも経験の豊富なる人たることを要する。地方學務當局もしくは經營者がかくの如き人を得ることは、一殊に最初にあつて困難なることである。しかし選擇の範圍は、事業の進むにつれて擴大してゆくものである。保育學校に

於けるかゝる人々は、教師又は適當な人によつて之を求め特殊な訓練は師範學校又は他の適當な場所に於てすることができる。若しその適當なりや否やの不明なる場合には、これを假採用とすることができる。

教育令第九條甲號の保育學校のスーパーバイエンティントたるを證明するには、學務委員會は一定の試験を通過せる人々にのみよる現在を以て満足してはならないその任務に堪え得る様な人々を教育して完全ならしめることを考へなくてはならない。

二十五、助手、助手は兒童殊に幼兒の身體的福祉にあづかるべき看護婦免許状を有する人たるを要する。一方又、一部分は幼兒の訓練、教授に適當にしてかつ經驗を有するものたることを要する。學務委員會は、戰後戰時中晝間看護所若しくは兒童保護所の病院に看護婦として一時仕へた多くの婦人や、又は他の仕事にその力を試めして進んでこの種保育の事業に従はんとする婦人を見出すであらう。學務委員會がこれ等の人々のために特別なる訓練のコースを開くことは望ましきことである

る。適當なる看護婦が常に保育學校に接してゐなくてはならぬ。彼女等は終日あるの必要はない。ただ毎日こゝに来て輕微の疾病等を醫するの務をもつのである。さすれば、一人の看護婦を以て五校乃至六校を兼務することができる。若しスーパーバイエンティントが必要に應ずるだけ兒童の疾病についての充分な知識を有する場合には看護婦はこれを省くことができる。

二十六、見習員、十八歳以下の女子が保育學校に於て永久的に此種の仕事に奉せんため、或は、兒童の看護者としての仕事を見習はんことを欲するものがあることがあらう。見習員は安價なる労働者と見らるべきではない、其人員は限定せられなくてはならぬ。これ等の人々の訓練のためには適當なる方法を講じ、もし十六歳まで完全なる年數の晝間訓練を受けない人である場合には、必要な補習教育の爲に充分の訓練をしなくてはならぬ。

二十七、今より一層経験を得る迄は、學務委員會は保育學校の職員の定員を規定してはいけない、併し四〇——五〇人を收容する保育學校に於ては、一人のスーパーバイエンティントと一人の経験ある

助手及一人の見習員とを要するであらう。しかしこゝに示した人員は、保育學校の設備が收容兒童に必要な注意と監督とをなすに要する最低限の人員である。より以上大きな學校に於ては、助手の數を増さなくはならないことは明かである。

二十八、最後に保育學校と他の學校との間に其教師を交渉することを容易ならしめることは重要である。保育學校の教師を全く分離した階級にして置くのは、その教職の興味を無視したことである。

學務委員會は、地方學務當局及經營者がこの事を心に於いて、保育學校職員について若し有せざるならば小學校其の他の幼兒の學校の教員免狀を附與せんとするこことを以て獎勵することもできる。
と云ふことを考へてゐてもらひたい。

二十九、保育學校と他の施設との關係、從來は便宜のため保育學校又は學級は獨立の施設として考へられて來た。併し保育學校又は學級を他の組織からひきはなして認めるこの要求が當然であらう。たゞへば保育學校は小學校の幼稚部と同じ建築物の中に設けることを欲することがあるかも知れない。すでに述べた様な考は、各事情により多

少の加減を加へてかゝる要求に應ずるべきである。たとへば託児所との聯合は、そのスーパーインテンデントとしての人を特別の注意を以て選ぶことが必要となる。學務委員會は二歳以上の兒童二十九名以上あるにあらざれば、保育學校を託児所に併設することに同意すべきではない。

三十、保育學校又は保育學級を公立小學校の建物の中に設けんとする提議に對しては、深き考慮を必要とする、學務委員會でまづ熟議すべきものである。運動場、又は講堂の如きは、共同に使用することもできる。しかし保育學校に室の構造を適せしむることは、まづ困難である。教室の交互使用は、全く隔離せる室でない限りは、保育學校も小學校も何れもその作業の妨害をなすこととなる。書間は保育學校定例の仕事の一つとして考へらるべきものであつて、兒童のためには、教育令(給食規定)の下にある他の學校兒童を別個になさるべきものである。保育學校を小學校長の下におかんとするこことを考ふるに於て學務委員會は保育學校の大きさ、及小學校幼稚部の大きさに關すると同様、教師の免許について考慮すべきである。一般

に云へば小學校兒童四百人以上を有する學校で保育學校兒童の四十人以上を有する場合には、かる組合せは避くべきものである。

三十一、補助金はこの法規に従つて經營せられる保育學校には下附せられるであらう。保育學校の經營を補助し、又はこれを經營しつゝある地方の學務當局に對しての補助金交附規定は別にこれを定める。本規定第十三條は有志の經營に成る保育學校に對して同率の補助金を與ふる旨を規定してゐる。第一回補助金は、一九一九年三月三十日を以て終る年度の支出に應じて算出し、一九一九年四月一日を以てはじまる年度の中に支拂ふものとする。

一九一八年十月三十日

エルエイセルビーセック

○五十年記念教育會館の建設

學制發布五十年に際し帝國教育會長澤柳博士は、大戰後の社會狀態が如何なる主義主張も輿論の力によらなければ貫徹せられざる有様に至り教育界の振興の爲には全國教育者の一致團結の最も急務なる事を、而して其の精神的團結の象徵として更に實行機關として、教育會館建設の最も緊要なる問題である事を、我全國二十萬の教育者に向て提案せられた。その言に曰く「百萬圓の經費を物質的に豊な生活をして居ない教育者の手によつて醸出するのは容易ならざる一大事である然し全國教育者の總數は二十萬の多きに上つて居る。決して之を不可能とする事は出ない。會館の成否は教育者の物質的境遇の如何にあらず、たゞ其の一致團結心の強弱によるものと余は認める此事業は實に我教育者に與へられた好箇の試金石である、教育者的一致團結は如何なる事業でも出來ないと云ふ證據を世に示すものである」と。

教育會館工費及募集方法

位 置	宮内省恩賜神田區一橋通町面積八百坪
募集金額	百萬圓
寄 附	一口金五圓 <small>(數回に納附してもよい。又共)</small>
募集期間	大正十二年四月より十四年三月迄